

令和4年度第2回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年6月20日（月）午後2時～午後4時

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、
ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（5名）

企画総務局 公文書館館長、主幹（事）主任、主事3名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

- (1) 現行条例と改正法の共通ルールとの違い（全体像）
- (2) 用語の定義
- (3) 個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）
- (4) 個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）
- (5) 適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 現行条例と改正法の共通ルールとの違い（全体像）
- (3) 審議票2-1～2-4
- (4) 関係規定2-1～2-4

8 議事概要

- (1) 現行条例と改正法の共通ルールとの違い（全体像）

「現行条例と改正法の共通ルールとの違い（全体像）」を基に、現行条例と改正法の共通ルールとの違いの全体像について、事務局から説明した。

(2) 用語の定義

ア 「審議票 2-1」及び「関係規定 2-1」を基に、用語の定義について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔片木委員〕「条例要配慮個人情報」には、個人情報保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）に「要配慮個人情報」として規定されていないものを規定するということによいか。

〔事務局〕 よい。

〔福永委員〕LGBTやDV被害について、広島市で特筆すべき事情（立法事実）があるのか。そうでないなら「条例要配慮個人情報」として独自に規定する意義はないのではないのか。

〔片木委員〕改正法第2条第3項の「要配慮個人情報」の規定ぶりを見ると、「……特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」となっている。このことからすれば、政令で定められていないものについては条例で定めない限りはその取扱いに特に配慮を要するものにはならないという理解によいか。個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の4-2-5を見る限り、「等」の文言によって政令で定めること以外に対象を拡大する意図はなく、「要配慮個人情報」は限定的に定められていると読めそうである。

〔田邊委員〕そうだと思う。すなわち、LGBTやDV被害については、改正法第2条第3項の「要配慮個人情報」には含まれず、改正法第60条第5項において「条例要配慮個人情報」として定めることにより初めてその取扱いに特に配慮を要するものになると考えるのが妥当であると思われる。

〔事務局〕LGBTやDV被害は全国的なもので、広島市特有の問題としては、原爆被害に関する情報がある。

〔田邊委員〕それは改正法第2条第3項の「要配慮個人情報」には当たらないという理解によいか。

〔事務局〕原爆被害者が障害者等でなければ原爆被害に遭った事実のみをもって同項の「要配慮個人情報」に当たらない。

〔田邊委員〕仮に「条例要配慮個人情報」として原爆被害に関する情報を定めるとして、他都市に居住している被爆者については、それぞれの都市で対応を考えてもらうことになるのか。

〔事務局〕 そうである。

〔松田委員〕「条例要配慮個人情報」になった場合の取扱いについてはどこかに規定があるのか。何か取扱いが変わるのか。

〔事務局〕 「条例要配慮個人情報」については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（改正法第75条第1項及び第4項）。また、「条例要配慮個人情報」が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生したときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない（改正法第68条第1項及

び規則第43条第5号)。

(3) 個人情報の取扱いの制限①(収集の制限等)

ア 「審議票2-2」及び「関係規定2-2」を基に、個人情報の取扱いの制限①(収集の制限等)について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔片木委員〕個人情報の収集(保有)に当たって、現行条例第5条では「個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で」とされていたのに対し、改正法第61条では「法令(条例を含む。・・・)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り」と厳格になっている印象である。実務でもこの点は意識して運用していく必要があると思われる。

〔田邊委員〕改正法第129条の地方公共団体に置く審議会等への諮問ができるケースとして「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と規定されているが、具体的にはどのような場面を想定しているのか。

〔事務局〕例えば、①定型的な案件の取扱いについて、審議会等の意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合、②地方公共団体等が地域の特性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する際に、審議会等からの意見を聴取することが特に必要である場合、③法施行条例の改正に当たり、審議会等からの意見を聴取することが特に必要である場合等が考えられる(個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)(以下「Q&A」という。)A7-1-1参照)。

〔田邊委員〕例えば、新たに「条例要配慮個人情報」を追加する際に審議会等の意見を聴く等が考えられそうである。

では、改正法第129条に基づく規定を「置いておく」ということでよいか。

〔事務局〕「置いておく」予定である。

〔日山委員〕「置いておく」というのは、どういう意味か。

〔田邊委員〕広島市情報公開・個人情報保護審査会条例において定めるということか。それとも個人情報保護法施行条例(以下「施行条例」という。)において定めるのか。

〔松田委員〕施行条例において定めるのではないか。

〔事務局〕施行条例において定めるとの意である。

〔日山委員〕審議票2-2の「考え方(案)」②において、「個別ケースについて必要に応じて審議会等に意見を聴くことができるようにすること」とあるが、ガイドライン9-4(70ページ下から5行目~3行目)を見ると「個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである」との記載がある。どういうことか。

〔事務局〕 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないが、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見を聴くような諮問を行うことは否定されない。

〔片木委員〕 法の解釈・適用について各自治体の審議会等に諮問することは許されないという理解でよいか。

〔事務局〕 よい。

〔日山委員〕 先ほど話が出た新たに「条例要配慮個人情報」を追加する際に各自治体の審議会等の意見を聴くというのは認められるという理解でよいか。

〔事務局〕 よい。

〔日山委員〕 審議票 2-2 の「考え方（案）」②の「個別ケースについて必要に応じて審議会等に意見を聴くことができるようにすること」という表現は、法の解釈・適用についても諮問できるように読めるので語弊があるのではないか。

〔事務局〕 御指摘のとおりであり、表現を修正する。

〔田邊委員〕 審議会等に対して個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見を聴くような諮問をすとして、どの審議会等に諮問するつもりか。

〔事務局〕 当審査会を予定している。

- (4) 個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）
ア 「審議票 2-3」及び「関係規定 2-3」を基に、個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕 改正法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の「相当な理由があるとき」については、条文の文言を見た際は比較的緩く例外を認める趣旨かと思ったが、ガイドラインの 30 ページ下から 6 行目に「例外としてふさわしい理由であることが求められる」と記載があり、ある程度厳格に要件充足性を判断する必要があるようにも読める。どのような場合に「相当な理由があるとき」に当たるかについては、委員会に問い合わせることが可能であり、事例の集積を待つことになるということか。

〔事務局〕 そうである。Q & A を見ても「相当の理由があるとき」にいかなる事例が該当するかについては、条項の法解釈に関する事項であり、改正法第 129 条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しない旨記載があることから（Q & A の A 7-1-2）、当審査会に「相当の理由があるとき」に当たるか答申を得ることは許されない。そのため、どのような場合に「相当な理由があるとき」に当たるかについては委員会からの情報に頼らざるを得ない。

〔田邊委員〕 終了時刻となったので、審議が終わらなかった議題は次回に持ち越

しとする（審議票２－３の「項目と論点」３～）。